

認定個人情報保護団体業務規則

第1条（目的）

この業務規則は、公益社団法人全日本病院協会（以下「本協会」という。）が行う個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第47条の規定に基づく認定個人情報保護団体の業務（以下「個人情報保護業務」という。）の適切な運営の確保を図ることにより、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に資することを目的とする。

第2条（個人情報保護業務）

本協会は、個人情報保護業務として個人情報保護法第47条および第53条の規定に基づき次の各号の業務を行う。

- (1) 本人等から本協会に対して解決の申し出が行われた対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情および相談（以下「苦情等」という。）の処理（以下「苦情等処理業務」という。）
- (2) 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報提供・研修・相談（以下「情報提供・相談・研修」という。）
- (3) 個人情報保護指針としての「全日本病院協会における個人情報保護指針」（以下「全日病指針」という。）の制定、改廃および対象事業者に対する全日病指針を遵守させるための必要な指導、勧告その他の措置
- (4) その他対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務（以下「その他個人情報保護業務」という。）

第3条（個人情報保護業務の適切な運営を確保するための措置）

本協会は、個人情報保護業務を行うに際して知り得た情報を、個人情報保護業務の用に供する目的以外に利用しないものとする。

- 2 本協会は、個人情報保護業務を行うに際して取扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のための必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

第4条（対象事業者）

本協会が行う個人情報保護業務の対象となる個人情報取扱事業者（以下「対象事業者」）は、本協会の正会員病院とする。

- 2 本協会は、対象事業者の氏名または名称を公表する。対象事業者の追加もしくは削除または公表事項に変更があったときも同様とする。

第5条（対象事業者の遵守事項）

対象事業者は、全日病指針、本規則、本協会の個人情報保護業務の運営に関わるその他の規則および決定事項を理解し遵守するものとする。

- 2 対象事業者は、本協会が苦情処理業務を行うにあたり文書もしくは口頭による説明、または資料の提出を求めたときには、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
- 3 対象事業者は、本協会が定めるところにより、個人情報保護業務に要する費用を負担するものとする。

第6条（個人情報保護業務の実施体制）

理事会は、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 全日病指針および本規則の制定および改廃
- (2) 苦情等処理業務に関する規則の制定および改廃
- (3) 対象事業者の承認等
- (4) 個人情報保護業務にかかる実施計画、予算
- 2 「個人情報保護担当委員会」は、次に掲げる業務を所掌する。
 - (1) 全日病指針および本規則の制定および改廃に係る原案の作成
 - (2) 苦情等処理業務に関する規則の制定および改廃に係る原案の作成
 - (3) 個人情報保護業務の費用負担に関する規則の制定および改廃に係る原案の作成
 - (4) 個人情報保護業務に係る規則の制定および改廃（前3号に掲げるものを除く。）
 - (5) 苦情等処理業務
 - (6) 個人情報保護業務担当理事（次項に定める者をいう。）が諮問する事項についての意見具申
- 3 理事会は、個人情報保護業務のうち、次に掲げる業務を所管する理事（以下「個人情報保護業務担当理事」という。）を指名し、次の業務を所管させる。
 - (1) 苦情等処理業務の実施の監督
 - (2) 情報提供・相談・研修、その他個人情報保護業務に係る実施計画の立案および実施の監督
 - (3) 前2号に掲げる業務の実施状況に係る理事会に対する報告
 - (4) 個人情報保護業務に係る予算案の作成および理事会への提出
 - (5) 前各号に定める所管事項のうち重要な事項に係る「個人情報担当委員会」に対する諮問
- 4 個人情報保護業務担当理事は、次に掲げる者以外の者とする。
 - (1) 他の認定個人情報保護団体の業務を行う役員
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、または保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- (3) 認定個人情報保護団体の認定を取り消された法人において、その取消の日前 30 日以内にその役員であった者で、その取消の日から 2 年を経過しない者

第 7 条（苦情等処理業務等の実施）

事務局は、苦情等処理業務に関する規則の定めるところにより、苦情等処理業務を実施する。

- 2 個人情報保護業務担当理事は、事業年度の始めに情報提供・相談・研修およびその他個人情報保護業務に係る実施計画ならびに個人情報保護業務に係る予算案を作成し、理事会へ提出する。
- 3 個人情報保護業務担当理事は、第 1 項および第 2 項の業務の実施状況を監督し、事業年度終了後に理事会へ報告する。

第 8 条（対象事業者に対する措置）

個人情報保護業務担当理事は、第 2 条第 5 号に定める対象事業者に対する全日病指針（これに付随する「個人情報保護担当委員会」の決定事項を含む。）を遵守させるための必要な指導、勧告その他の措置を講じる必要があると認めるときは、講ずべき措置の内容を決定する。この場合において、個人情報保護業務担当理事は、必要があると認めるときは、第三者の意見を徴することができる。

- 2 個人情報保護業務担当理事は、前項において、勧告その他の措置が必要との決定を行ったときは、措置の対象となる対象事業者に対して事実関係並びに当該措置の内容および理由を通知し、当該対象事業者に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 個人情報保護業務担当理事は、前 2 項の手続を経て、第 1 項の決定に係る対象事業者に対する措置を講じる。ただし、対象事業者の地位に関するものについては、理事会の決定がなければ講じることができない。

附則（施行日）

この規則は、平成 18 年 2 月 13 日から施行する。

- 2 改正・平成 25 年 5 月 18 日（第 1 条、第 4 条 1、第 6 条 1、第 6 条 3、第 6 条 3 (3)、第 6 条 3 (4)、第 7 条 2、第 7 条 3、第 8 条 3)
- 3 改正・平成 29 年 5 月〇日（第 1 条、第 2 条、第 8 条）